

北海道バプテスト連合「役員選出に関する細則」

- 第1条 北海道バプテスト連合規約第7条の規定により、役員を選出するための細則を以下のように定める。
- 第2条 次期役員候補者は、候補者選考委員会（以下、委員会）において人選し総会に提案する。
- 2 委員会の構成は以下のようにする。
壮年会、女性信徒の会、青年会、教役者会、役員会から各1名で構成する
 - 3 委員会の招集は役員会から選ばれた委員が行い、委員長は互選とする。
 - 4 総会において役員の一部が選任されなかった場合は、選任された役員の実任と権限において補充し、直近の総会で追認を受ける。ただし、追認されるまでの間、補充された役員は役員として活動することを妨げられない。

補則 この細則は2010年4月29日より実施する

2011年4月29日 一部改定